

# 男女共同参画ってなあに？

人権課 ☎57-8507  
FAX56-0576



## 男女共同参画とは？

『男女共同参画』とは、「女だから、男だから、当然、〇〇すべき」といった考え方にとらわれず、男女がお互いを尊重し、家庭、学校、職場などのあらゆる分野で個性と能力を十分に発揮し、喜びや責任を分かち合うことのできる社会を目指すことです。高知県が毎年6月を『男女共同参画推進月間』と位置付けているのに併せて、香南市でも6月に男女共同参画の推進と啓発を行っています。

香南市が実施した『男女共同参画社会』に関する市民意識調査の中で、「男女平等意識」について、家庭生活では51%、職場生活では45.5%、社会全体では66.4%の市民が「男性優遇」と考えている結果が出ています。



普段、朝食は妻が作りますが、子どもの学校が休校になり、妻の負担が増えているので朝食は私が作っています。  
—人権課職員—



## 家族みんなで家事や育児を！

女性が家庭と仕事を両立し、結婚・出産後も働き続けられるよう「家事は女性の仕事」と決めつけず、家族みんなで家事・育児に取り組みましょう。総合子育て支援センター「にこなん」や市内の保育所、幼稚園で子育て支援を実施したり、ファミリー・サポート・センターを開設するなど、安心して子育てができるよう支援の充実を図っています。

近年では、子育てを楽しみたい、積極的に関わりたいという男性も増えています。子どもの授業参観や学校行事等に参加できるよう、休みを取りやすい職場環境や雰囲気づくりに努めましょう（上記はほんの一例です。身近な所から行動しましょう）。

### ソレ男性のための悩み相談

職場や家庭の問題、人間関係や生き方の悩み等男性カウンセラーが男性からのご相談をお受けします。

相談日時：毎月第1・3火曜日、第4水曜日

18時～20時（要予約、無料）

相談方法：面談または電話 1人50分

電話番号：088-873-9100（予約用）

9時～17時（12時～13時を除く）

### 人権課職員の「ちょこっと」

新型コロナウイルス感染症の拡大とともに、政府が働き方改革の一環として推奨している企業のテレワーク導入に注目が集まっています。職種や業務内容、ネットワーク環境の整備等、テレワークが定着するには多くの課題がありますが、病気や介護等を理由に離職せざるを得ない方の経済的負担を減らし、社会との関わりを保っていくための働き方の一つとして選択できるよう、今後の広がりに期待したいと思います。



## 後期高齢者医療保険料の

# 軽減措置

## が変わります！

後期高齢者医療保険料は被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」を合計して個人ごとに算定されています。

令和2・3年度の保険料率については、基金を活用することにより、引き下げることとなりました。令和2年度の個々の保険料額につきましては、前年中の所得が確定した後、次の計算方法により7月中旬に決定する予定です。



### 保険料率が変わりました

#### 令和2年度

▶ 被保険者均等割額 **54,316円**  
▶ 所得割率 **10.49%**



年間保険料の上限額が  
**64万円**に変わりました

#### ◆保険料の計算方法

**保険料**  
一人あたりの  
年間保険料

年額  
**54,316円**

所得割額計算式

※賦課基準額 × 10.49%

**均等割**  
加入者全員が  
等しく負担

**所得割**  
所得に応じて  
負担

※賦課基準額…総所得金額等（公的年金等控除などを差し引いた額）から、基礎控除額（33万円）を引いた所得金額

### 令和2年度の被保険者均等割額の軽減が変わります

#### ■均等割額8割・8.5割軽減の特例措置が縮小されます

軽減の割合		軽減後の均等割額		同一世帯の世帯主と被保険者の総所得金額等の合計額
令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	
8割	変更 → 7割	10,878円	変更 → 16,294円	33万円以下で、被保険者の全員が公的年金等収入80万円以下かつその他の所得がない
8.5割	変更 → 7.75割	8,159円	変更 → 12,221円	33万円以下で、上の基準に該当しない

#### ■均等割額2割・5割軽減対象者の基準が広がります

##### ①5割軽減の対象の方

同一世帯の世帯主と被保険者の総所得金額等の合計額	
令和元年度	令和2年度
33万円+(28万円×被保険者数)以下	変更 → 33万円+(28万5千円×被保険者数)以下

##### ②2割軽減の対象の方

同一世帯の世帯主と被保険者の総所得金額等の合計額	
令和元年度	令和2年度
33万円+(51万円×被保険者数)以下	変更 → 33万円+(52万円×被保険者数)以下